

日高港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成25年11月

日 高 港 港 湾 管 理 者
和 歌 山 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成9年 9月 和歌山県地方港湾審議会
- ・平成9年11月 港湾審議会第164回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年 7月 和歌山県地方港湾審議会

の議を経た日高港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
1. 小型船だまり計画	2
2. 港湾の効率的な運営に関する事項	3

変更理由

- ・ プレジャーボートの大型化に伴う係留施設の不足及び水域施設の水
深不足を解消するため、西川地区において、小型船だまり計画を変
更する。
- ・ 港湾の効率的な運営に関する事項を追加する。

1. 小型船だまり計画

プレジャーボートのための小型船だまりを次のとおり計画する。

[小型船だまり計画]

西川地区

泊地 水深 2 m 面積 1. 0 h a [新規計画]

物揚場 水深 2 m 延長 2 1 4 m [既設の変更計画]

既設

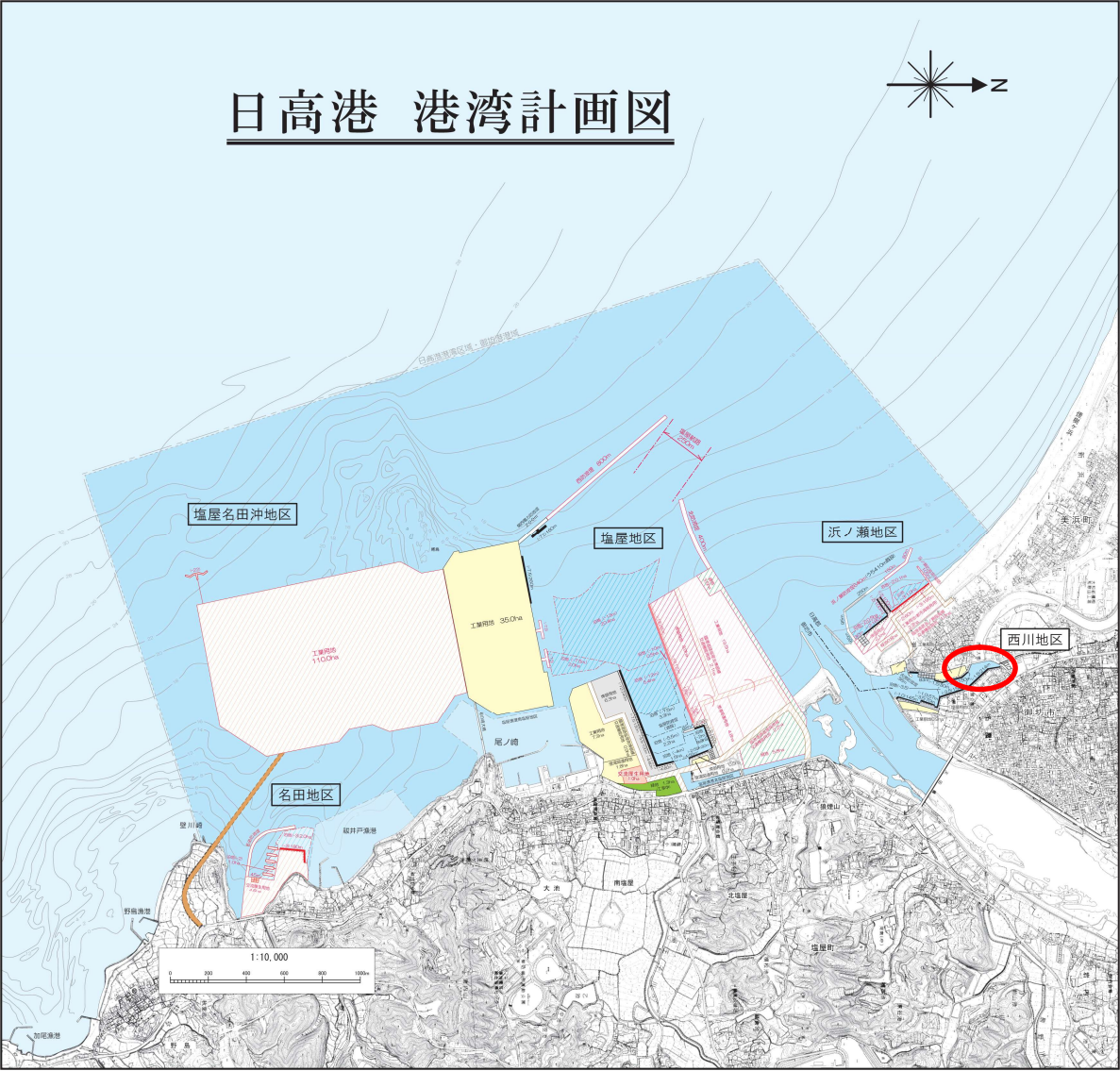
物揚場 水深 1. 5 m 延長 2 1 4 m

2. 港湾の効率的な運営に関する事項

[港湾の効率的な運営に関する事項]

日高港において、港湾利用やサービス向上を図るため、港湾利用者のニーズを十分に把握し、効率的な運営体制の確立に取り組む。

日高港 港湾計画 変更箇所位置図



凡 例	
	計画変更箇所

